

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理 番号	配243690004	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)				(氏名又は名称)				(住所又は所在地)							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)				(名称)				(所在地)							
						有限会社 大内林業 代表取締役 大内 貴光				山県郡北広島町岩戸3158							
						北広島町長				山県郡北広島町有田1234							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理実施権に 基づいて行われる 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控 除してなお利益がある場合 において甲に支払われる べき金銭(D)の額の算定 方法	乙に支払われるべ き金銭がある場合 における当該金銭 (E)の額の算定方 法	備考		
番号	所 在				地番	林班	小班	地目	面積 ha							現況 樹種	現況 林齢
1	北広島町田原丸掛山				10332-173	016	007	保安林	1.13	スギ	66	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690080
2	北広島町田原丸掛山				10332-186	016	006	保安林	0.61	アカマツ	56	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690075
3	北広島町田原丸掛山				10332-190	016	003	保安林	0.61	ヒノキ	41	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690078
4	北広島町田原丸掛山				10332-190	016	003	保安林		ヒノキ	41	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690078
5	北広島町田原丸掛山				10332-190	016	003	保安林		スギ	65	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690078
6	北広島町田原丸掛山				10332-191	016	004	保安林	0.90	スギ	56	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690070
7	北広島町田原丸掛山				10332-191	016	004	保安林		アカマツ	56	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690070
8	北広島町田原丸掛山				10332-197	016	002	保安林	1.69	スギ	61	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690060
9	北広島町田原丸掛山				10332-198	016	003	保安林	0.59	スギ	61	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690074
10	北広島町田原丸掛山				10332-203	016	002	保安林	0.62	スギ	61	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690068
11	北広島町田原丸掛山				10332-203	016	002	保安林		ヒノキ	56	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690068
12	北広島町田原丸掛山				10332-209	016	008	保安林	0.60	スギ	66	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690065
13	北広島町田原丸掛山				10332-225	016	005	保安林	0.73	ヒノキ	54	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690068
14	北広島町田原丸掛山				10332-225	016	005	保安林		スギ	55	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690068

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控 除してなお利益がある場合 において甲に支払われる べき金銭(D)の額の算定 方法	乙に支払われるべき金銭がある場合 における当該金銭 (E)の額の算定方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
15	北広島町田原丸掛山	10332-230	016	010	保安林	0.40	ヒノキ	41	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690069
16	北広島町田原丸掛山	10332-230	016	010	保安林		ザツ	71	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690069
17	北広島町田原丸掛山	10332-234	016	005	保安林	0.72	アカマツ	56	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690071
18	北広島町田原丸掛山	10332-234	016	005	保安林		スギ	56	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690071
19	北広島町田原丸掛山	10332-235	016	006	保安林	0.78	ヒノキ	32	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690060
20	北広島町田原丸掛山	10332-235	016	006	保安林		ヒノキ	37	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690060
21	北広島町田原丸掛山	10332-235	016	006	保安林		スギ	66	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690060
22	北広島町田原丸掛山	10332-236	016	007	保安林	0.56	スギ	61	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690070
23	北広島町田原丸掛山	10332-236	016	007	保安林		スギ	61	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690070
24	北広島町田原丸掛山	10332-236	016	007	保安林		スギ	61	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690070
25	北広島町田原丸掛山	10332-236	016	007	保安林		スギ	66	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690070
26	北広島町田原丸掛山	10332-239	016	001	保安林	2.59	スギ	61	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690085
27	北広島町田原丸掛山	10332-239	016	001	保安林		ザツ	71	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690085
28	北広島町田原丸掛山	10332-245	016	002	保安林	0.69	スギ	66	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690079
29	北広島町田原丸掛山	10332-250	016	006	保安林	0.46	スギ	61	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690060
30	北広島町田原丸掛山	10332-255	016	011	保安林	0.48	ヒノキ	66	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690073
31	北広島町田原丸掛山	10332-255	016	011	保安林		ヒノキ	96	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690073
32	北広島町田原丸掛山	10332-256	016	001	保安林	0.87	ヒノキ	61	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690064
33	北広島町田原丸掛山	10332-260	016	005	保安林	0.49	ザツ	81	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690066
34	北広島町田原丸掛山	10332-260	016	005	保安林		スギ	56	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690066

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控 除してなお利益がある場合 において甲に支払われる べき金銭(D)の額の算定 方法	乙に支払われるべき金銭がある場合 における当該金銭 (E)の額の算定方 法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
35	北広島町田原丸掛山	10332-266	016	015	保安林	0.61	ヒノキ	35	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690058
36	北広島町田原丸掛山	10332-267	016	011	保安林	1.09	ヒノキ	35	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690076
37	北広島町田原丸掛山	10332-267	016	011	保安林		スギ	66	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690076
38	北広島町田原丸掛山	10332-267	016	011	保安林	0.50	スギ	65	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690076
39	北広島町田原丸掛山	10332-269	016	013	保安林		スギ	61	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690069
40	北広島町田原丸掛山	10332-269	016	013	保安林		スギ	66	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690069
41	北広島町田原丸掛山	10332-273	016	016	保安林	0.54	ヒノキ	35	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690071
42	北広島町田原丸掛山	10332-274	016	005	保安林	0.50	ヒノキ	38	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690078
43	北広島町田原丸掛山	10332-278	016	009	保安林	0.41	ヒノキ	39	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690068
44	北広島町田原丸掛山	10332-285	016	003	保安林	0.61	ヒノキ	47	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690064
45	北広島町田原丸掛山	10332-288	016	006	保安林	0.70	スギ	62	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690066
46	北広島町田原丸掛山	10332-303	016	005	保安林	1.05	ザツ	71	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690062
47	北広島町田原丸掛山	10332-303	016	005	保安林		スギ	66	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690062
48	北広島町田原丸掛山	10332-308	016	010	保安林	0.55	スギ	61	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690075
49	北広島町田原丸掛山	10332-308	016	010	保安林		ヒノキ	81	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690075
50	北広島町田原丸掛山	10332-308	016	010	保安林		ヒノキ	66	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690075
51	北広島町田原丸掛山	10332-374	016	010	保安林	0.02	スギ	66	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690065
52	北広島町田原丸掛山	10332-365	016	006	保安林	0.05	スギ	66	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690060
53	北広島町田原丸掛山	10332-373	016	006	保安林	0.00	ヒノキ	66	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690073
54	北広島町田原丸掛山	10332-372	016	006	保安林	0.00	ヒノキ	61	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690064

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭(E)の額の算定方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
55	北広島町田原丸掛山	10332-371	016	005	保安林	0.03	スギ	56	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690066
56	北広島町田原丸掛山	10332-368	016	012	保安林	0.05	スギ	66	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690066
57	北広島町田原丸掛山	10332-367	016	012	保安林	0.02	スギ	66	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690069
58	北広島町田原丸掛山	10332-345	016	012	保安林	0.02	スギ	61	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690066

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									Aの森林所有者(甲)		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
1	北広島町田原丸掛山	10332-173	016	007	保安林	1.13	スギ	66			別添3参照	—	集233690080
2	北広島町田原丸掛山	10332-186	016	006	保安林	0.61	アカマツ	56			別添3参照	—	集233690075
3	北広島町田原丸掛山	10332-190	016	003	保安林	0.61	ヒノキ	41			別添3参照	—	集233690078
4	北広島町田原丸掛山	10332-190	016	003	保安林		ヒノキ	41			別添3参照	—	集233690078
5	北広島町田原丸掛山	10332-190	016	003	保安林		スギ	65			別添3参照	—	集233690078
6	北広島町田原丸掛山	10332-191	016	004	保安林	0.90	スギ	56			別添3参照	—	集233690070
7	北広島町田原丸掛山	10332-191	016	004	保安林		アカマツ	56			別添3参照	—	集233690070
8	北広島町田原丸掛山	10332-197	016	002	保安林	1.69	スギ	61			別添3参照	—	集233690060
9	北広島町田原丸掛山	10332-198	016	003	保安林	0.59	スギ	61			別添3参照	—	集233690074
10	北広島町田原丸掛山	10332-203	016	002	保安林	0.62	スギ	61			別添3参照	—	集233690068
11	北広島町田原丸掛山	10332-203	016	002	保安林		ヒノキ	56			別添3参照	—	集233690068
12	北広島町田原丸掛山	10332-209	016	008	保安林	0.60	スギ	66			別添3参照	—	集233690065
13	北広島町田原丸掛山	10332-225	016	005	保安林	0.73	ヒノキ	54			別添3参照	—	集233690068
14	北広島町田原丸掛山	10332-225	016	005	保安林		スギ	55			別添3参照	—	集233690068
15	北広島町田原丸掛山	10332-230	016	010	保安林	0.40	ヒノキ	41			別添3参照	—	集233690069
16	北広島町田原丸掛山	10332-230	016	010	保安林		ザツ	71			別添3参照	—	集233690069
17	北広島町田原丸掛山	10332-234	016	005	保安林	0.72	アカマツ	56			別添3参照	—	集233690071
18	北広島町田原丸掛山	10332-234	016	005	保安林		スギ	56			別添3参照	—	集233690071
19	北広島町田原丸掛山	10332-235	016	006	保安林	0.78	ヒノキ	32			別添3参照	—	集233690060
20	北広島町田原丸掛山	10332-235	016	006	保安林		ヒノキ	37			別添3参照	—	集233690060
21	北広島町田原丸掛山	10332-235	016	006	保安林		スギ	66			別添3参照	—	集233690060

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									Aの森林所有者(甲)		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
22	北広島町田原丸掛山	10332-236	016	007	保安林	0.56	スギ	61			別添3参照	—	集233690070
23	北広島町田原丸掛山	10332-236	016	007	保安林		スギ	61			別添3参照	—	集233690070
24	北広島町田原丸掛山	10332-236	016	007	保安林		スギ	61			別添3参照	—	集233690070
25	北広島町田原丸掛山	10332-236	016	007	保安林		スギ	66			別添3参照	—	集233690070
26	北広島町田原丸掛山	10332-239	016	001	保安林	2.59	スギ	61			別添3参照	—	集233690085
27	北広島町田原丸掛山	10332-239	016	001	保安林		ザツ	71			別添3参照	—	集233690085
28	北広島町田原丸掛山	10332-245	016	002	保安林	0.69	スギ	66			別添3参照	—	集233690079
29	北広島町田原丸掛山	10332-250	016	006	保安林	0.46	スギ	61			別添3参照	—	集233690060
30	北広島町田原丸掛山	10332-255	016	011	保安林	0.48	ヒノキ	66			別添3参照	—	集233690073
31	北広島町田原丸掛山	10332-255	016	011	保安林		ヒノキ	96			別添3参照	—	集233690073
32	北広島町田原丸掛山	10332-256	016	001	保安林	0.87	ヒノキ	61			別添3参照	—	集233690064
33	北広島町田原丸掛山	10332-260	016	005	保安林	0.49	ザツ	81			別添3参照	—	集233690066
34	北広島町田原丸掛山	10332-260	016	005	保安林		スギ	56			別添3参照	—	集233690066
35	北広島町田原丸掛山	10332-266	016	015	保安林	0.61	ヒノキ	35			別添3参照	—	集233690058
36	北広島町田原丸掛山	10332-267	016	011	保安林	1.09	ヒノキ	35			別添3参照	—	集233690076
37	北広島町田原丸掛山	10332-267	016	011	保安林		スギ	66			別添3参照	—	集233690076
38	北広島町田原丸掛山	10332-267	016	011	保安林		スギ	65			別添3参照	—	集233690076
39	北広島町田原丸掛山	10332-269	016	013	保安林	0.50	スギ	61			別添3参照	—	集233690069
40	北広島町田原丸掛山	10332-269	016	013	保安林		スギ	66			別添3参照	—	集233690069
41	北広島町田原丸掛山	10332-273	016	016	保安林	0.54	ヒノキ	35			別添3参照	—	集233690071
42	北広島町田原丸掛山	10332-274	016	005	保安林	0.50	ヒノキ	38			別添3参照	—	集233690078
43	北広島町田原丸掛山	10332-278	016	009	保安林	0.41	ヒノキ	39			別添3参照	—	集233690068
44	北広島町田原丸掛山	10332-285	016	003	保安林	0.61	ヒノキ	47			別添3参照	—	集233690064

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									Aの森林所有者(甲)		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
45	北広島町田原丸掛山	10332-288	016	006	保安林	0.70	スギ	62			別添3参照	—	集233690066
46	北広島町田原丸掛山	10332-303	016	005	保安林	1.05	ザツ	71			別添3参照	—	集233690062
47	北広島町田原丸掛山	10332-303	016	005	保安林		スギ	66			別添3参照	—	集233690062
48	北広島町田原丸掛山	10332-308	016	010	保安林	0.55	スギ	61			別添3参照	—	集233690075
49	北広島町田原丸掛山	10332-308	016	010	保安林		ヒノキ	81			別添3参照	—	集233690075
50	北広島町田原丸掛山	10332-308	016	010	保安林		ヒノキ	66			別添3参照	—	集233690075
51	北広島町田原丸掛山	10332-374	016	010	保安林	0.02	スギ	66			別添3参照	—	集233690065
52	北広島町田原丸掛山	10332-365	016	006	保安林	0.05	スギ	66			別添3参照	—	集233690060
53	北広島町田原丸掛山	10332-373	016	006	保安林	0.00	ヒノキ	66			別添3参照	—	集233690073
54	北広島町田原丸掛山	10332-372	016	006	保安林	0.00	ヒノキ	61			別添3参照	—	集233690064
55	北広島町田原丸掛山	10332-371	016	005	保安林	0.03	スギ	56			別添3参照	—	集233690066
56	北広島町田原丸掛山	10332-368	016	012	保安林	0.05	スギ	66			別添3参照	—	集233690066
57	北広島町田原丸掛山	10332-367	016	012	保安林	0.02	スギ	66			別添3参照	—	集233690069
58	北広島町田原丸掛山	10332-345	016	012	保安林	0.02	スギ	61		別添3参照	—	集233690066	
この計画に同意する。 権利の設定を受ける者(丙) 権利の設定をする市町村(乙) 住 所(同上) 有限会社 大内林業 代表取締役 大内 貴光 住 所(同上) 北広島町長													

(記載注意)

2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 善管注意義務

- ① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。
- ② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

(3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

(4) 報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

- ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
- ② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
 - ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
 - エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
 - オ 正当な理由がなくて（4）の報告をしない場合
- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。
- ⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。
- ⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(10) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 経営管理実施権の存続期間の途中において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理の経費に相当する額を支払うものとする。

(13) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。

別添 1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
① 利用間伐・主伐等	所在	林班	小班	○ 利用間伐・主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。 ○ 主伐後の植栽については、スギ等を2,000本/ha程度の密度で植え付けるとともに、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に6年生以上となるようにするものとする。 ○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、2～6年生時までの間に下刈を3回以上実施するものとする。また、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に11年生以上になる場合は、11～15年生時に除伐1回を実施するものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	北広島町田原丸掛山10332-173	016	007	
	北広島町田原丸掛山10332-186	016	006	
	北広島町田原丸掛山10332-190	016	003	
	北広島町田原丸掛山10332-191	016	004	
	北広島町田原丸掛山10332-197	016	002	
	北広島町田原丸掛山10332-198	016	003	
	北広島町田原丸掛山10332-203	016	002	
	北広島町田原丸掛山10332-209	016	008	
	北広島町田原丸掛山10332-225	016	005	
	北広島町田原丸掛山10332-230	016	010	
	北広島町田原丸掛山10332-234	016	005	
	北広島町田原丸掛山10332-235	016	006	
	北広島町田原丸掛山10332-236	016	007	
	北広島町田原丸掛山10332-239	016	001	
	北広島町田原丸掛山10332-245	016	002	
	北広島町田原丸掛山10332-250	016	006	
	北広島町田原丸掛山10332-255	016	011	
	北広島町田原丸掛山10332-256	016	001	
	北広島町田原丸掛山10332-260	016	005	
	北広島町田原丸掛山10332-266	016	015	
	北広島町田原丸掛山10332-267	016	011	
	北広島町田原丸掛山10332-269	016	013	
	北広島町田原丸掛山10332-273	016	016	
	北広島町田原丸掛山10332-274	016	005	
	北広島町田原丸掛山10332-278	016	009	
	北広島町田原丸掛山10332-285	016	003	
	北広島町田原丸掛山10332-288	016	006	
	北広島町田原丸掛山10332-303	016	005	
	北広島町田原丸掛山10332-308	016	010	
	北広島町田原丸掛山10332-345	016	012	
	北広島町田原丸掛山10332-365	016	006	
	北広島町田原丸掛山10332-367	016	012	
	北広島町田原丸掛山10332-368	016	012	
	北広島町田原丸掛山10332-371	016	005	
	北広島町田原丸掛山10332-374	016	010	

② 保 育 間 伐	所在	林班	小班	○ 保育間伐については、必要に応じて20年生時又は30年生時に保育間伐1回を実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
③ 巡 視 活 動 の み	所在	林班	小班	○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	北広島町田原丸掛山10332-372	016	006	
	北広島町田原丸掛山10332-373	016	006	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

	対象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	林班	小班	（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から主伐に係る経費（路網整備を含む。）、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費（路網整備を含む。）、木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （２．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （３．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する主伐に係る経費（路網整備を含む。）、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育等に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する利用間伐に係る経費（路網整備を含む。）及び木材の販売等に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （４．留意事項） ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。 ○ 経営管理実施権配分計画に添付した甲に支払う金銭の見積額に対して、木材価格の大幅な変動等により主伐・利用間伐における甲に支払うべき金銭の額が20%以上の増減を見込む場合には、丙は事前に木材の販売収益や伐採等に係る経費等を算定した上で、実施の可否等を甲乙丙において協議して定めるものとする。
	北広島町田原丸掛山10332-173	016	007	
	北広島町田原丸掛山10332-186	016	006	
	北広島町田原丸掛山10332-190	016	003	
	北広島町田原丸掛山10332-191	016	004	
	北広島町田原丸掛山10332-197	016	002	
	北広島町田原丸掛山10332-198	016	003	
	北広島町田原丸掛山10332-203	016	002	
	北広島町田原丸掛山10332-209	016	008	
	北広島町田原丸掛山10332-225	016	005	
	北広島町田原丸掛山10332-230	016	010	
	北広島町田原丸掛山10332-234	016	005	
	北広島町田原丸掛山10332-235	016	006	
	北広島町田原丸掛山10332-236	016	007	
	北広島町田原丸掛山10332-239	016	001	
	北広島町田原丸掛山10332-245	016	002	
	北広島町田原丸掛山10332-250	016	006	
	北広島町田原丸掛山10332-255	016	011	
	北広島町田原丸掛山10332-256	016	001	
	北広島町田原丸掛山10332-260	016	005	
	北広島町田原丸掛山10332-266	016	015	
	北広島町田原丸掛山10332-267	016	011	
	北広島町田原丸掛山10332-269	016	013	
	北広島町田原丸掛山10332-273	016	016	
	北広島町田原丸掛山10332-274	016	005	
	北広島町田原丸掛山10332-278	016	009	
	北広島町田原丸掛山10332-285	016	003	
	北広島町田原丸掛山10332-288	016	006	
	北広島町田原丸掛山10332-303	016	005	
	北広島町田原丸掛山10332-308	016	010	
	北広島町田原丸掛山10332-345	016	012	
	北広島町田原丸掛山10332-365	016	006	
	北広島町田原丸掛山10332-367	016	012	

	北広島町田原丸掛山10332-368	016	012
	北広島町田原丸掛山10332-371	016	005
	北広島町田原丸掛山10332-374	016	010
②	所在	林班	
	上記①の所在以外		

○ 木材の販売による収益を見込んでいない。

別添 3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

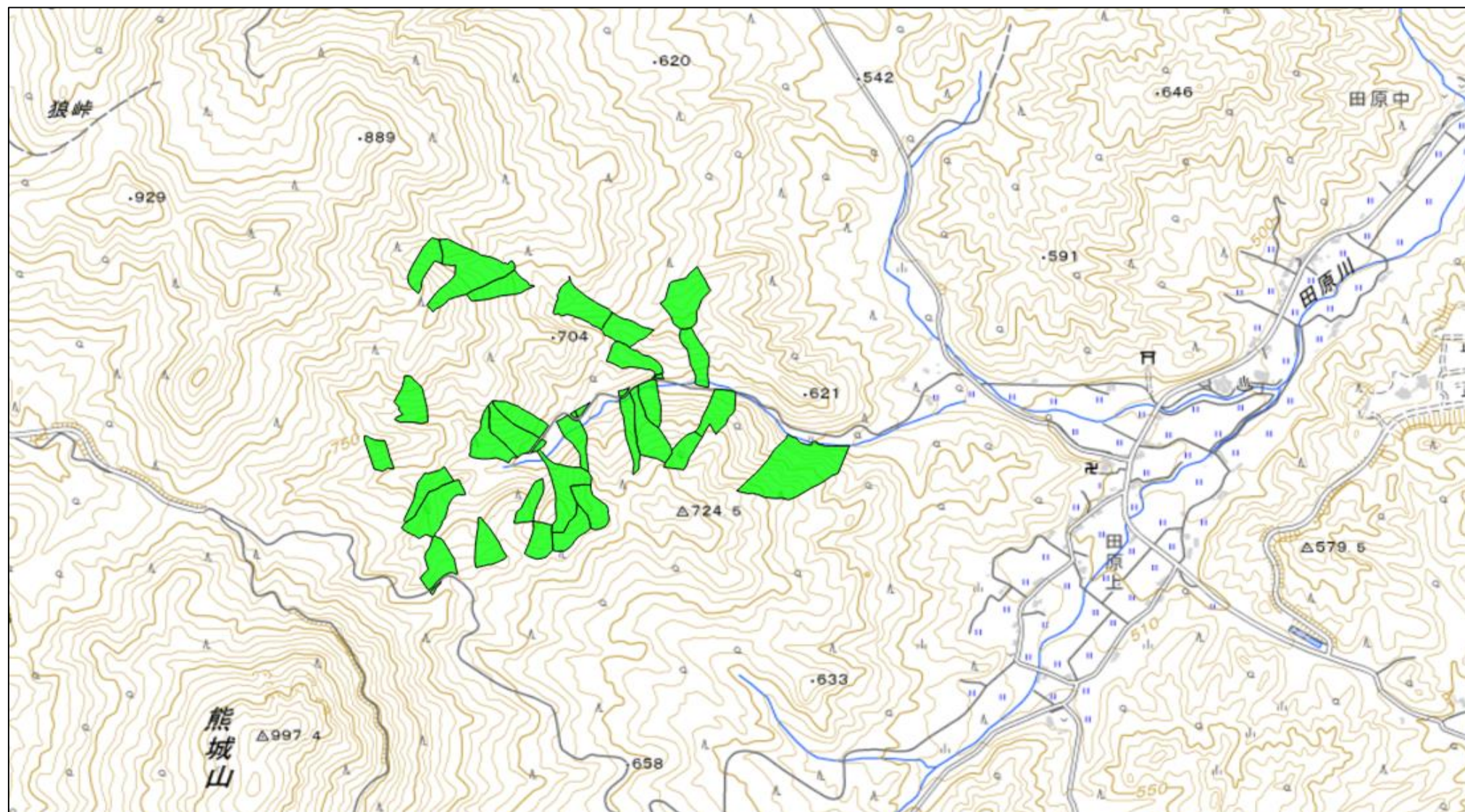
対象森林			丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
①	所在	林班 小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	北広島町田原丸掛山10332-173	016 007	
	北広島町田原丸掛山10332-186	016 006	
	北広島町田原丸掛山10332-190	016 003	
	北広島町田原丸掛山10332-191	016 004	
	北広島町田原丸掛山10332-197	016 002	
	北広島町田原丸掛山10332-198	016 003	
	北広島町田原丸掛山10332-203	016 002	
	北広島町田原丸掛山10332-209	016 008	
	北広島町田原丸掛山10332-225	016 005	
	北広島町田原丸掛山10332-230	016 010	
	北広島町田原丸掛山10332-234	016 005	
	北広島町田原丸掛山10332-235	016 006	
	北広島町田原丸掛山10332-236	016 007	
	北広島町田原丸掛山10332-239	016 001	
	北広島町田原丸掛山10332-245	016 002	
	北広島町田原丸掛山10332-250	016 006	
	北広島町田原丸掛山10332-255	016 011	
	北広島町田原丸掛山10332-256	016 001	
	北広島町田原丸掛山10332-260	016 005	
	北広島町田原丸掛山10332-266	016 015	
	北広島町田原丸掛山10332-267	016 011	
	北広島町田原丸掛山10332-269	016 013	
	北広島町田原丸掛山10332-273	016 016	
	北広島町田原丸掛山10332-274	016 005	
	北広島町田原丸掛山10332-278	016 009	
	北広島町田原丸掛山10332-285	016 003	
	北広島町田原丸掛山10332-288	016 006	
	北広島町田原丸掛山10332-303	016 005	
	北広島町田原丸掛山10332-308	016 010	

	北広島町田原丸掛山10332-345	016	012
	北広島町田原丸掛山10332-365	016	006
	北広島町田原丸掛山10332-367	016	012
	北広島町田原丸掛山10332-368	016	012
	北広島町田原丸掛山10332-371	016	005
	北広島町田原丸掛山10332-374	016	010
②	所在	林班	小班
	上記①の所在以外		

○ 丙から甲に対して金銭の支払いは見込んでいない。

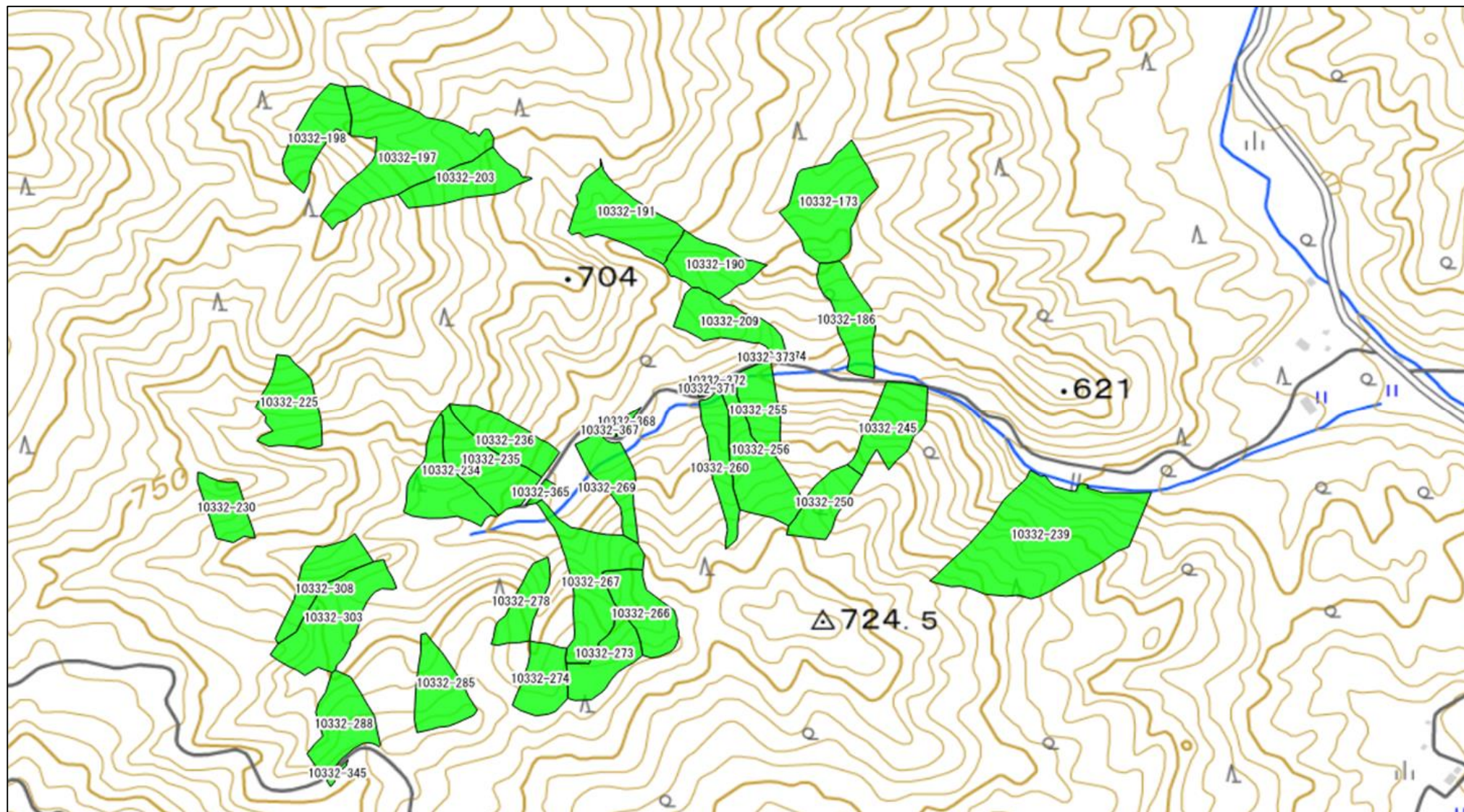
北広島町田原地区 経営管理実施権配分計画森林【016林班】位置図

配243690004



北広島町田原地区 経営管理実施権配分計画森林【016林班】位置図

配243690004



北広島町田原地区 経営管理実施権配分計画森林【016林班】位置図

配243690004

